

# 南国税務署からの お知らせ

## 1. 南国税務署の確定申告会場 開設期間について

開設日時：平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木) ※土日除く  
午前 8 時 30 分～午後 4 時

※期間中（特に午後 2 時以降）は会場混雑のため、長時間お待ちいただいたり、時間前に受付を終了したりすることもありますので、ご自宅で報告書が作成できる国税庁ホームページをぜひご利用ください。

## 2. 電話による申告相談をご利用ください！

「確定申告電話相談センター」で確定申告に関する質問や相談などにお答えします。

開設日時：平成 30 年 1 月 18 日(木)～3 月 15 日(木)  
午前 8 時 30 分～午後 5 時

連絡先：☎088-863-3215

※土・日・祝日は 2 月 18 日(日)・2 月 25 日(日)のみ受け付けします。

## 3. 医療費控除が改正になりました！

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書や明細書は、「e-Tax を利用して送信」するか「印刷して税務署に郵送」することができます。

※領収書は自宅で 5 年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。  
※平成 31 年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することも可能です。

## 4. マイナンバーの記載漏れに注意！

平成 29 年分の所得税、贈与税および消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類（マイナンバーカードがあればマイナンバーカードのみ、なければ通知カードと運転免許証など）の提示または写しの添付が必要（申告書など提出の度に必要ですので、前年分の申告書に記載・提示などされた方も同様）です。

※マイナンバーカードで e-Tax がご利用できます。e-Tax のご利用にあたっては、事前に開始届出書の提出、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

Town Office

# 役場からのお知らせ

NEWS

〔役場〕☎ 72-0450 〔ふれあいセンター〕☎ 73-0811 〔農業センター〕☎ 73-0978

## ◆◆◆ 新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

### ◆◆◆ 国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります  
国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

◆国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ◆◆◆ 老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

### ◆◆◆ 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◆「学生納付特例制度」  
学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学

の日本分校に在学する方です。

### ◆◆◆ 「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

### ◆◆◆ 問い合わせ先 南国年金事務所

☎088-864-1111

### ◆◆◆ おおとよ

### ◆◆◆ English Class 開講へ

あなたも英会話教室に通ってみませんか？英会話教室には初心者クラス・中級クラスがあります！

初心者クラスは基本的な文法を学び、会話の練習をして、英語に自信が持てるようになり手助けします。

ジョナサン先生とミレー先生が教えてくれます。ぜひ、参加してみませんか？

### ◆◆◆ 【クラス】

初心者クラス：中学生レベルの簡単な英語が分かる大人や中学生

中級クラス：初心者クラスで上達してきたら、中級クラスへ上がります。

【日時】  
日曜日（1 月に 2 ～ 3 回程度）

初心者クラス：午後 5 時～6 時

中級クラス：午後 6 時～8 時

【場所】  
大豊町総合ふれあいセンター 会議室  
※申込みは随時、教育委員会までお申込みください。

申し込み・問い合わせ先  
教育委員会 宮岡

## ◆◆◆ 「ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度とは、病気や障害などにより判断能力が不十分なため、経済的な利益を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりしないように、支援する人（成年後見人等）が法律行為をする制度です。

### ◆◆◆ 【任意後見制度】

判断する能力のある方が将来に備えて「誰に」「どのような支援」をしようかを自分自身で決め、契約しておく制度です。判断能力が不十分になった後に支援が始まります。

### ◆◆◆ 【法定後見制度】

判断する能力の不十分な方の程度により「後見」「保佐」「補助」の 3 つに区分され財産管理や身上監護（医療契約・介護サービス利用契約などの法律行為）を行います。判断能力に応じて、支援する人（成年後見人等）を家庭裁判所により選ばれます。

### ◆◆◆ 問い合わせ先

住民課地域包括支援センター班 永吉  
高知家庭裁判所 ☎088-822-0340

## ◆◆◆ 総務省四国行政評価支局が 移転しました

総務省四国行政評価支局は、平成 29 年 12 月 25 日(月)から、新庁舎に移転して業務を開始しました。

【移転先】香川県高松市サポート 3 番 33 号  
高松サポート合同庁舎南館 6 階

### ◆◆◆ 【連絡先】

代表：087-826-0671  
行政苦情110番：087-826-1100